

会 議 録

1 会議名

上越市露店市場運営委員会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 露店市場出店状況の報告について（公開）
- (2) 平成30年度朝市感謝祭について（公開）
- (3) 朝市の活性化に向けた取組について（公開）
- (4) 今後の朝市について（公開）
- (5) その他（公開）

3 開催日時

平成30年10月18日（木）午後3時00分から午後4時10分まで

4 開催場所

上越市役所 401会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：須藤和子、齊京貴子、伊藤芳武（代理：菅原次男）、
山崎理（代理：湯本嘉彦）、鳴海壽一、神谷淳一、松倉康雄、
大島博彦（代理：小林久春）、松嶋隆、山口達雄、南博幸、町田裕子、
今井月江、白滝民子、恩田ワカヨ
- ・事務局：観光振興課 小池副課長、渡邊振興係長、市村主任

8 発言の内容

(1) 開会・挨拶（観光振興課小池副課長）

本日はお忙しい中、上越市露店市場運営委員会へ御出席いただき誠にありがとうございます。

この露店市場運営委員会は、朝市とお祭り等での移動露店について、関係する皆さまより様々な角度から御意見をいただき、露店市場の適正な管理運営を図ることを目的に設置されております。

特に朝市は市民のための市であり、人情味豊かな地域性によってこれまで維持されてきました。

四季が豊かな上越にあって、露店であり、旬の物産が並ぶ朝市は、季節感が特に際立ち、そこで交わされる笑顔と温かな言葉のやりとりはここでしか味わうことができません。

当市では、上越の大切な生活文化の一つである朝市を次の世代につないでいきたいと考えております。

本日の委員会では、朝市と祭り等における移動露店の適正な管理運営、そして、百年続く朝市文化を今後も維持し、さらなる賑わいを創出するため、皆様から忌憚のない御意見をいただくことをお願い申し上げ、御挨拶といたします。

(2) 委嘱状の交付

議事に先立ち、委員の改選に伴う委嘱状を市長に代わり小池観光振興課副課長が各委員に交付した。

(3) 委員長、副委員長の選出

委員長、副委員長の選出について、出席委員から事務局一任の発言があり、事務局から委員長に鳴海委員、副委員長に松嶋委員を諮問したところ、出席委員全員から承認された。

(4) 議事

※上越市露店市場運営委員会規則第4条第2項の規定により、鳴海委員長が議事進行を行った。

配付した資料に基づき、事務局より説明後、質疑応答を行った。

① 露店市場出店状況の報告について

事務局が別紙資料1、資料2、資料3に基づき説明。

質疑なし

② 平成30年度朝市感謝祭について

事務局が別紙資料4に基づき説明。

町田委員：昨年の朝市感謝祭では、各店舗のどこで特売・サービスを実施しているのか分からず、感謝祭の雰囲気を感じられませんでした。今年はどうもう少し工夫してもらいたいです。

松嶋委員：朝市組合では、資料 4 として配布されているチラシの下半分を白紙にし、特売やサービス品が何か記載し掲示するようにしています。

どら焼きや販売品によっては、特売やサービスができない店舗もありますが、感謝祭期間中は、各店舗 1 品から 2 品程度、特売やサービスを実施するように出店者をお願いしています。昨年が初めてだったため、内容が分かりにくいという指摘については、できる範囲で工夫したいと思います。

③ 朝市の活性化に向けた取組について

事務局が別紙資料 5 に基づき説明。

質疑なし

④ 今後の朝市について（意見交換）

市村主任：委員から事前に御意見をいただいておりますので、紹介させていただきます。「買い物をする人が少なくなり寂しくなっていました。」という現状に対する感想をいただきました。市では、先ほどご説明したとおり「朝市の活性化に向けた取組」を通じて、出店者と来場者双方が増え、昔のような賑わいを取り戻していただきたいと考えています。また、「出店者の駐車対応」ということで、会場内に車を駐車されている出店者がおられます。朝市会場については、原則、出店に係る店舗として使用するものであり、車の駐車は禁止となっております。これまでも会場で見かけた場合は注意させていただいておりますが、引き続き出店者の皆さまに注意喚起を図ってまいります。

松嶋委員：保健所さんにお聞きします。今年の春頃指摘があり、コーヒーを提供していたお店が休んでいます。条例上、朝市ではコーヒー販売ができないとのことですが、条例を見直し、販売できるようにしていただくことはできないのでしょうか。

山崎委員：はじめに食品の提供と規制の在り方について若干お話しさせていただきます（代理：湯本）。食品、特に加工食品は皆さま毎日召し上がるもので、生きていく上で大切な栄養源であり健康増進に必要なものであります。また、家族や親しい友人と食品を通じて楽しみを享受する大事なアイテムでありますし、地域振興として必要なものでもあります。た

だ、食品を提供することには同時にリスクが必ず伴い、決してリスクがゼロになることはありません。端的にいうと食中毒や異物混入などがあげられますが、食品本来の目的である栄養摂取、楽しみの享受を逆に害してしまうことはあってはならないものであります。そのため、日本では、食品衛生法で食品の規制を行っています。この食品衛生法は昭和 22 年、太平洋戦争が終わり、これから復興しようという時にできたものです。当時の公衆衛生は非常に劣悪であり、露店飲食店は全国各地にありました。また、毎年感染症が発生し、かなりの数の死亡者が発生しました。それを改善するために、営業するときは固定店舗を設けましょうという大きな決まりが方針づけられました。ただ、市日（いちび）の市場、お祭りでの屋台、魚を籠で担いで売る振売など食品の伝統、文化に当たるものについては、大切にしなければならないという考え方もあり、当時の慣例については例外として認めてきたものがあります。ご指摘のコーヒーの販売については、喫茶店営業になりますが、現在の法令等では喫茶店営業はこの例外として認められていません。食品衛生法は、国民の健康の保護を第一の目的としており、公衆衛生を担保することを目的にいたずらに必要のない規制をするものではありませんし、本来自由であるべき営業を無暗に除外することはいけないことだと思います。また、ノロウイルス感染症や腸管出血性大腸菌 O157 といった新しい課題をふまえると、流水を使った手洗いによる対策などは必要なものとも考えられます。今、県では時代背景を受けて、リスクを踏まえた中で、できるものできないものを今一度見直そうと動いています。ただこれがどうなるかは現段階で申し上げることはできません。なお、現状では営業を繰り返して行う喫茶店営業については、露店で行うことは難しいですが、イベントにあわせて季節毎に 1 回というように臨時で朝市に出店することは可能となっています。

松嶋委員：わたあめとかき氷は現在も営業可能でしょうか。

山崎委員：わたあめについては、簡易な加工で衛生を担保できるということで
(代理：湯本) 許可は不要となっています。かき氷も営業できます。わたあめやかき氷が良くてなんでコーヒーはだめなのかということになりますが、時代背景を受けて食品限定で認められてきたことが理由です。つまり法律ができた昭和 22 年に市やお祭りで営業されていた業種について、慣例を優先して定められました。

町田委員：ぽっぽ焼きはいいのでしょうか。

山崎委員：加熱がしてあって、昔ながらの菓子については、露店商として
(代理：湯本) 認められています。ただし、現場で生のクリームを作ることなどはサルモネラ菌などの病原菌の繁殖に繋がるため、現在も認められていません。

小池副課長：保健所の湯本課長様から丁寧な説明をいただいたところですが、市役所としても今回の件を受けまして、実際に検討作業を行っている県庁の生活衛生課に今後の動きについて定期的に確認をさせていただいています。考え方は湯本課長様のご発言と同じですが、県民の生命、安全を考えることを第一にしながらも、時代や状況の変化を踏まえて見直し行いたいとのことでした。県内の他の朝市からも現在許可されていない内容のものを営業したいというニーズがあるかもしれないので、全体を整理したうえで、見直しを考えていくとのことでした。ただ、見直しがいつになるかは明言できないとのことでしたので、市としては、県庁の見直し状況を引き続き注目していきたいと思います。

⑤ その他

特になし

(5) 閉会（観光振興課渡邊係長）

本日は、露店市場について、貴重な御意見をいただき誠にありがとうございます。当市では、今後も朝市を維持していくため、新規出店の声掛け等行っていきますが、委員の皆さまにおかれましても「朝市に出てみたい」という方がお近くにおられましたら、市に御連絡いただければと思います。

また、来週末から始まる「朝市感謝祭」を委員の皆さまからもPRしていただくとともに、ぜひ、会場にお越しいただければと思います。この場に限らず、お気づきの点があれば、随時、当課まで御連絡いただけると幸いです。それでは、これにて平成30年度上越市露店市場運営委員会を終了させていただきます。委員の皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。

9 問合せ先

産業観光部観光振興課振興係

TEL：025-526-5111（内線1246）

FAX：025-526-6113

E-mail：kanko-shinko@city.joetsu.lg.jp